

平成20年6月16日

告示第180号

改正 平成31年3月29日告示第95号

改正 令和4年2月7日告示第14号

(目的)

第1条 本要綱は、南丹市が発注した建設工事(以下「工事」という。)のうち、他の模範となる優れた工事を施工したものを表彰することにより、公共工事の品質の確保及び請負業者の技術力、施工能力の向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に定める工事をいう。
- (2) 請負業者 本市が発注した工事の請負人で、建設業法第2条第3項に定める建設業者のうち、次に掲げるものをいう。
 - ア 南丹市内に本社又は営業所がある建設業者
 - イ 南丹市内に本社又は営業所がある建設業者で構成する、経常建設共同企業
 - ウ 南丹市内に本社又は営業所がある建設業者を代表者とする、特定建設工事共同企業体
- (3) 工事成績評定点 工事等成績評定要領に定める別記様式第1(工事成績評定表)の評定点合計をいう。

(表彰の対象)

第3条 表彰は本市が発注し、表彰を行う前年度に竣工した工事のうち、請負金額が500万円以上であり、かつ、工事成績評定点が80点以上のものとし、第1条の目的により表彰するにふさわしいと認められる工事に対して行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかに該当するものにあつては、表彰を行わないものとする。

- (1) 表彰年度の前年度から表彰日までの間に、南丹市工事等契約に係る指名停止等の措置要綱による指名停止を受けた請負業者が施工したもの。

(2) 前年度に竣工した本市発注の他の工事において、工事成績評定点が著しく劣る請負業者が施工したもの。

(3) その他表彰することが不相当と認められるもの。

(表彰審査委員会)

第4条 表彰対象工事を選考するため南丹市優良建設工事表彰審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は別表第1に掲げる委員をもって構成する。

3 委員会には委員長及び副委員長を置く。委員長は総務部長の職にあるものを、副委員長は土木建築部長の職にあるものをもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

6 委員会の会務を補佐するために、委員会に幹事を置き、別表第2に掲げる職にあるものをもって充てる。

7 委員会は、部長がその所管する工事に関して推薦するものの中から、表彰の可否を審議し、表彰対象工事を選考する。なお、別表第1の部長以外の所管する工事に関しては、土木建築部長が推薦する。

8 委員会の事務局を総務部に置く。

(表彰)

第5条 表彰は年1回、市長が行うものとする。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日告示第95号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年2月7日告示第14号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

南丹市優良工事表彰審査委員会委員

部名	役職
総務部	部長
土木建築部	部長
農林商工部	部長
上下水道部	部長

別表第2(第4条関係)

南丹市優良工事表彰審査委員会幹事

部名	役職
土木建築部	道路河川課長・都市計画課長・営繕課長
農林商工部	農業推進課長・農山村振興課長
上下水道部	上水道課長・下水道課長
総務部	監理課長